

## 鹿 児 島 県 公 報

令和 3 年 10 月 15 日 (金) 第 252 号 の 3



鹿 児 島 県

発 行 鹿 児 島 県  
〒890-8577 鹿 児 島 市 鴨 池 新 町 10 番 1 号  
編 集 総 務 部 学 事 法 制 課  
定 例 発 行 日 ( 毎 週 火 , 金 )

## 目 次

(※については例規集掲載事項)

ページ

## 選 挙 管 理 委 員 会 告 示

- 衆議院小選挙区選出議員選挙において候補者届出政党が政見放送を行うことができる  
基幹放送事業者及び政見放送の回数 (選挙管理委員会取扱い) 1
- 衆議院小選挙区選出議員選挙における選挙人名簿登録の基準日 (選挙管理委員会取扱い) 1
- 衆議院小選挙区選出議員選挙におけるポスター掲示場へのポスター掲示開始期日  
(選挙管理委員会取扱い) 1

## 選 挙 管 理 委 員 会 告 示

## 鹿 児 島 県 選 挙 管 理 委 員 会 告 示 第 32 号

令和 3 年 10 月 31 日 執行の衆議院小選挙区選出議員選挙において、候補者届出政党が公職選挙法 (昭和 25 年法律第 100 号) 第 150 条第 1 項の規定による政見放送を行うことができる基幹放送事業者及び当該基幹放送事業者のテレビジョン放送又はラジオ放送の放送設備により行うことができる政見放送の回数を、次のとおり定めた。

令和 3 年 10 月 15 日

鹿 児 島 県 選 挙 管 理 委 員 会 委 員 長 松 下 良 成

届出候補者の数	基幹放送事業者	放送設備	政見放送の回数
1 人又は 2 人	株式会社南日本放送	テレビジョン放送	1 回
	鹿児島テレビ放送株式会社	テレビジョン放送	1 回
3 人から 5 人まで	株式会社南日本放送	テレビジョン放送	1 回
		ラジオ放送	1 回
	鹿児島テレビ放送株式会社	テレビジョン放送	1 回

## 鹿 児 島 県 選 挙 管 理 委 員 会 告 示 第 33 号

公職選挙法 (昭和 25 年法律第 100 号) 第 22 条第 3 項の規定により、令和 3 年 10 月 31 日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙における選挙人名簿の登録について、被登録資格の決定の基準となる日を同月 18 日 (ただし、年齢については同月 31 日) と定めた。

令和 3 年 10 月 15 日

鹿 児 島 県 選 挙 管 理 委 員 会 委 員 長 松 下 良 成

## 鹿 児 島 県 選 挙 管 理 委 員 会 告 示 第 34 号

公職選挙法 (昭和 25 年法律第 100 号) 第 144 条の 2 第 5 項の規定により、令和 3 年 10 月 31 日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙におけるポスター掲示場にポスターを掲示することができる日を同月 19 日からと定めた。

令和 3 年 10 月 15 日

鹿 児 島 県 選 挙 管 理 委 員 会 委 員 長 松 下 良 成